**南幌町飲食店関連事業者支援金　実施概要（案）**

**■事業の趣旨**

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態措置及びまん延防止等重点措置等により長期化するコロナ禍の影響は飲食店のみならず関連する事業者にも大きな影響を与えているところです。

特に町内の飲食店に対して食材や酒類等を納入している事業者にとっては、長期化するコロナ禍が経営に与える影響は甚大となっております。

これらの状況を踏まえ、南幌町ではコロナ禍による飲食店関連事業者の経営の継続を支援することを目的として、昨年度に引き続き「南幌町飲食店関連事業者支援金」を交付します。

**■交付の対象となる方**

令和３年１０月１日時点において、町内で製造業、小売業及び卸売業等を営む事業者のうち、南幌町内の飲食店に食材又は酒類等を定期的に納入している事業者を対象に売上の減少に応じた支援金を交付します。

**■交付の内容**

令和３年５月から令和３年９月の５ヵ月間において、売上が対前年または前々年同月と比較した売上の減少率に応じて下記の金額を交付します。

▲１０％以上２０％未満　**２０万円**　／　▲２０％以上３０％未満　**４０万円**

▲３０％以上４０％未満　**６０万円**　／　▲４０％以上　　　　　　**８０万円**

**■申請の受付期間**

**令和３年１１月１日　～　令和３年１２月３０日まで**

**■申請に必要な書類**

・交付金申請書／誓約書（町様式）

・対象期間の売上を確認できる書類

・振込先通帳の写し

・本人確認書類（個人事業者のみ）

**■申請及び問い合わせ先**

南幌町　産業振興課　商工観光グループ　☎３９８－７２０１